

- 身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について（平成 15 年 1 月 10 日障発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

（変更点は下線部）

新	旧
<p>別紙 身体障害認定基準</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 個別事項 一～四 (略)</p> <p>五 内臓の機能障害 1 (略)</p> <p>2 じん臓機能障害</p> <p>(1) 等級表 1 級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が 10ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が 8.0mg/dl 以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるものをいう。</p> <p>(2) 等級表 3 級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が 10ml/分以上、20ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が 5.0mg/dl 以上、8.0mg/dl 未満であって、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は次のいずれか 2 つ以上の所見があるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a じん不全に基づく末梢神経症</li> <li>b じん不全に基づく消化器症状</li> <li>c 水分電解質異常</li> <li>d じん不全に基づく精神異常</li> <li>e エックス線写真所見における骨異栄養症</li> <li>f じん性貧血</li> <li>g 代謝性アシドーシス</li> <li>h 重篤な高血圧症</li> </ul>	<p>別紙 身体障害認定基準</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 個別事項 一～四 (略)</p> <p>五 内臓の機能障害 1 (略)</p> <p>2 じん臓機能障害</p> <p>(1) 等級表 1 級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が 10ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が 8.0mg/dl 以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるものをいう。</p> <p>(2) 等級表 3 級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が 10ml/分以上、20ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が 5.0mg/dl 以上、8.0mg/dl 未満であって、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は次のいずれか 2 つ以上の所見があるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a じん不全に基づく末梢神経症</li> <li>b じん不全に基づく消化器症状</li> <li>c 水分電解質異常</li> <li>d じん不全に基づく精神異常</li> <li>e エックス線写真所見における骨異栄養症</li> <li>f じん性貧血</li> <li>g 代謝性アシドーシス</li> <li>h 重篤な高血圧症</li> </ul>

<p>i じん疾患に直接関連するその他の症状</p> <p>(3) 等級表 4 級に該当する障害はじん機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が 20ml/分以上、30ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が 3.0mg/dl 以上、5.0mg/dl 未満であって、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は(2)の a から i までのうちいずれか 2 つ以上の所見のあるものをいう。</p> <p>(4) じん移植術を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去(軽減)状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定した場合の状態と判定するものである。</p> <p>(注 9) <u>eGFR(推算糸球体濾過量)が記載されていれば、血清クレアチニン濃度の異常に替えて、eGFR(単位は ml/分/1.73 m<sup>2</sup>)が 10 以上 20 未満のときは 4 級相当の異常、10 未満のときは 3 級相当の異常と取り扱うことも可能とする。</u></p> <p>(注 10) 慢性透析療法を実施している者の障害の判定は、当該療法の実施前の状態で判定するものである。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>六 (略)</p>	<p>i じん疾患に直接関連するその他の症状</p> <p>(3) 等級表 4 級に該当する障害はじん機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が 20ml/分以上、30ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が 3.0mg/dl 以上、5.0mg/dl 未満であって、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は(2)の a から i までのうちいずれか 2 つ以上の所見のあるものをいう。</p> <p>(4) じん移植術を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去(軽減)状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定した場合の状態と判定するものである。</p> <p>(注 9) <u>内因性クレアチンクリアランス値については、満 12 歳を超える者に適用することを要しないものとする。</u></p> <p>(注 10) 慢性透析療法を実施している者の障害の判定は、当該療法の実施前の状態で判定するものである。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>六 (略)</p>
--	--